

## STOP ポイ捨て 不法投棄はやめましょう

「ごみのポイ捨て」は不法投棄です。ごみの不法投棄は法律で禁止されており、「5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、又はその両方を科す」という厳しい罰則も設けられています。

ほんの小さなごみのポイ捨てでも景観を汚し、やがて水や土壌をも汚染します。「ごみはごみ箱へ、たばこは吸い殻入れへ」の気持ちを多くの人が持つことで、ポイ捨てを減らし、美しい環境を守ることができます。私たちの気持ちの積み重ねが、いつまでも住み続けたいと思う街づくりの第一歩になるのです。



↑ 市内で見つかった不法投棄ごみ

### 【守ってほしい3つのこと】

外出先で出たごみは家へ持ち帰る

たばこは吸い殻入れのある場所で吸う

ごみの出し方に困ったら、環境センター（☎3325）に確認する

問 環境課（内線252）

## 平成26年度 優良運転者の表彰者を募集します

東濃地区交通安全協会では、次の優良運転者の表彰を行います。受賞をご希望の方は、申請をしてください。

種別	運転経験	無事故・無違反の期間	過去の表彰歴
地区模範章	5年以上（平成21年6月1日以前に免許を取得した方）	5年以上（平成21年5月31日以降無事故・無違反であった方）	———
県模範章	10年以上（平成16年6月1日以前に免許を取得した方）		昨年までに地区模範章を受賞した方
県優良章	15年以上（平成11年6月1日以前に免許を取得した方）	10年以上（平成16年5月31日以降無事故・無違反であった方）	県模範章受賞後2年以上
県優秀章			県優良章受賞後2年以上
特別優秀章	20年以上	15年以上	県優秀賞受賞後2年以上
緑十字銅章	———	無事故10年・無違反5年	県優秀章または特別優秀賞を受賞した方

必要書類 ▷ 表彰申請書

▷ 無事故・無違反証明書交付申請書および手数料630円

申込期限 5月30日(金)

受付場所 東濃地区交通安全協会（多治見警察署内）

問 東濃地区交通安全協会（☎0241）